

第 133 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 133 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 7 月 27 日（火）17：35～18：55
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 国立病院機構の物品調達業務（（独）国立病院機構）
- 公認会計士試験の試験実施業務（金融庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（（独）国立病院機構）

企画経営部 大鶴部長、指導課 和田課長、曾川係長

厚生労働省医政局 政策医療課 国立病院管理室 宇口室長、竹内室長補佐、荒井係長

（金融庁）

公認会計士・監査審査会事務局 太田試験専門官

財務省 関東財務局 理財部 岡次長、理財第 1 課 初岡課長、澁木上席調査官

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官、栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 133 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人国立病院機構の「物品調達業務」の実施要項（案）について、金融庁の「公認会計士試験の試験実地業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、「国立病院機能の物品調達業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立病院機構企画経営部大鶴部長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は、15 分程度でお願いいたします。

○大鶴部長 国立病院機構企画経営部長の大鶴でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私の方から、「物品調達業務」の実施要項（案）の御説明をいたします。まず、お配りしてあります資料の中で、実施要項もございますが、後ろの方に「市場化テスト（物品調達業務）（案）」でパワーポイントの資料をお配りしていると思いますので、これをベースに実施要項も適宜ご覧いただければと思っております。

一昨年、平成 20 年 12 月の閣議決定に基づきまして、昨年、監理委員会で今回の事業の外郭について計画案を御審議いただきまして、今年の 7 月 6 日に閣議決定されたものでございますので、基本的にはその大枠の線の中で、これまで事務局の皆さんにも事業者のヒアリングなど調整いただきまして、妥当性などいろいろ検討してこんにちの実施要項をつくらせていただいております。

それでは、まずこのパワーポイントの 1 ページ目、スキームをご覧いただきたいと思います。

最初に本事業の「目的」についてですけれども、各病院におきます事務消耗品の調達というのは現在、年 1 回入札を実施して行っていますが、やはり配送コストということで応札業者が近隣業者に限定されるというようなことがありまして、競争性をもっと向上できないかという必要がございました。

今回の市場化テストのスキームによりまして、今、全国に配送ルートが確立して安定的な流通もかなりされているという通信販売方式、通信販売事業者の参入を得まして、複数事業者が市場にありますので、そういう方々に入っていただいて競争性を確保する。かつ、共同入札を実施することによりまして、スケールメリットによるコスト削減もあるんじゃないかというふうに考えております。

特にカタログの通販会社の場合は、今そうした業界の内容としては、カタログの改定を年に 2 回とか行うということですので、実施期間は 2 年間ですけれども、3 社と契約をしまして年に 2 回程度、その 3 社間で競争をする。それで価格決定を行って、一方で入札の手続きを省略し、また、他方でそのコスト削減を図るというようなことができればということでの枠組みで考えております。

更に、病院ごとに年に 1 回入札を実施しておりましたので、これも本部の方で取りまとめをして、2 年に 1 回の共同入札をこれで行うということ、病院での入札事務の軽減にもつながるんじゃないかと思っております。

それから、3 社間で契約をしてカタログを見ながらの商品選択ということで、価格だけではなくて実際にどれを購入するかは、価格と品物の質の両方を見ながらの選択もできるんじゃないかというふうに期待しております。

「対象物品」ですけれども、事務消耗品すべてと、カタログ通販会社が扱っているような事務消耗品と合わせて調達すると、材料費の抑制が期待される衛生材料 2 品目を対象にしております。

「対象病院」は、スケールメリットを得るために大きな病院を対象としておりまして、大きい方から参加いただきまして、機構全体の対象物品調達額の 5 割を超える 40 病院を対象として、40 病院を一つの単位としての入札をしたいと思っております。

「落札者の決定方法」ですが、予定価格の範囲内で総合評価方式によって 3 社の落札者を決定して、2 年の事業期間で 6 か月ごとに再度競争を実施するという進めていこうと思っております。

「業務内容」ですけれども、受託業者には機構が購入するものの商品に限定した機構との合意価格を形成した機構オリジナルの Web カタログというものをつくっていただきまして、個々の病院はインターネットで Web を通じて注文して納品するという仕組みで行いたい。各病院には、事業者から毎月の調達実績を報告いただきまして、本部には 3 か月ごとに全病院分の調達実績を報告して状況把握に努めることにしたいと思います。

本事業の「サービスの質」の関係ですが、まず病院にとって有益になるように一つは使いやすいカタログをつくっていただくということと、安価な価格の提供をお願いしたいということと、③、④、⑤は安定的な供給が図れるということと、⑥は事務の軽減からきちんと調達実績を出していただくというようなことでございます。

こうしたサービスが着実に実施されているかどうかを本部でも把握するというので、病院に対して四半期ごとにアンケート調査を実施しまして、こうした内容がどうかというのをアンケート結果に基づいて本部で把握して、四半期ごとに事業者の方にフィードバックして業務改善をお願いしていくというようなことにしてはどうかと思っております。

このサービスの質に基づいて事業を評価することにしておりまして、評価については実施要項の 14 ページで「事業の評価に関する事項」に記載しておりますが、平成 24 年度に本事業の成果について評価を受けることとしております。

サービスの質の評価につきましては、業者から報告される調達実績、本部で実施するアンケート調査の結果、または商品価格の評価について本事業に参加した病院と、参加しなかった病院と、価格の比較などをしまして評価をしてはどうかと思っております。

実施期間としてはスケールメリットを考えて 2 年間、23 年 4 月から 25 年 3 月の 2 年間にかけて契約を結びたいと思っております。

それでは 3 ページですが、事務の流れを受託事業者の決定から実際の調達まで流れに沿ってご覧いただきたいと思っております。3 ページは、受託事業者の決定方法です。購入量の大きい必須品目、左の方に書いておりますが、約 1,000 品目、これは各病院と調整しながらリストを後ろの方につくったりしておりますけれども、その 1,000 品目ごとの単価に予定数量を掛けまして、各品目を合計した総額での価格評価。それから必須品目以外、500 品目ぐらいありますが、提供可能数と事業実施前の価格とを比べて、我々が購入していた事業実施前の価格と比べてどれだけ割引をしていたかということ。あるいは、発注から納入までの期間の評価。それと、1 回の発注で 1,500 円未満

の場合には配送料がかかるケースがありますし、受託事業者に責めがないケースでは返送料も今の事業者が求めているようなことがありますので、そうした配送料や返送料をどのように設定されるかというようなこと。あとは、カタログの写真掲載や解説がされているかどうかといったカタログの利便性というものについて、企画評価の双方を評価しまして、予定価格の範囲内で上位3社を受託事業者として決定するというふうにしております。

これは来年の入札に向けて更に品物の数量など精査しまして、来年の1月中旬に提案書の評価のためのプレゼンテーションを各事業者をお願いしたいと思っておりますが、その際には Web カタログのデモを実施していただいて入札いただくように入札説明会では説明したいと思っております。この辺りは、実施要項で言いますと9ページになります。それで、各評価項目の合計点を入札金額で割りまして、得た数字の第1位から第3位までの事業者を落札者として決定することになります。入札参加資格につきましては実施要項の6ページにあります。より多くの事業者に入札に参加していただけるように、法第10条第1号の成年後見人や被保佐人などは入札に参加できないことなど、これは定型的な資格としております。

4ページの契約ですけれども、3社が決定しましたら全1,500品目につきまして各病院と3社がそれぞれ契約をすることになります。

5ページですが、「受託事業者によるカタログの作成」ということで、実施要項では2ページに書いておりますけれども、受託事業者が我々購入します品目、商品を限定したオリジナルの Web カタログをつくっていただく。商品価格には、商品代金のほかに調達に関わる配送料とかカタログ作成費用、調達実績の報告業務など、一切の費用を含めて価格の設定をしていただこうと思っております。

先ほど申しましたが、1回の発注で1,500円未満の配送料とか、受託事業者に責めがない場合の返送料については機構で負担することとしますが、その金額については先ほどの競争の中での条件などを見て別に定めるということになります。掲載商品や価格については、機構と受託事業者の合意で変更できるということにしております。基本的には、一番安価な商品を購入することが前提となると思っておりますけれども、各病院で購入品目の選択肢が3社の提示で広がりまして、質と比較した選択が可能ではないかと思っております。

6ページですけれども、本部においては各病院の契約事務を軽減し、安価な品目の選定がしやすいように品目ごとに最低価格一覧表をつくって各病院に提示していきたいと思っております。

7ページですけれども、実施要項では3ページ辺りから書いてありますが、各病院での発注や納品業務ですけれども、各病院において3社の Web カタログによって品目を選定し、インターネットで発注。受託事業者は、原則として2日以内に納品することになります。なお、病院における業務軽減のために、発注部分ごとに商品を区分して納品していただくことにしたいと思っております。

また、実施要項の4ページには、受託事業者の方で商品等の問合せに対するサポート体制、一般には平日午前9時から午後5時までのサポート体制を整備するというようにしております。

また、パワーポイントの8ページですが、毎月の報告や請求、支払いの関係ですけれども、受託事業者1か月の納品分を翌月10日までに数量、金額等を報告していただきまして、各病院は報告

内容を確認して事業者へ連絡して、受託事業者は連絡を受けた 20 日までに請求書を病院に送付して、その翌月の支払いというふうになります。

9 ページですが、実施要項では 5 ページ辺りに書いてあります。「6 ヶ月ごとの価格改定」ということですが、機構本部で 3 事業者から 3 か月分の購入実績を次の月の 10 日までに報告を受けまして、その実績のすべてをそれぞれの事業者にどこの商品のどういう品物がどれだけ売れているということを示しまして、10 日間その状況を見て考えていただいて価格の見直しを依頼するというふうにしています。

事業者から見直した価格を本部が受けまして、受託事業者はカタログの変更をしていただく。それで、各病院が契約の変更をするという手順を進めたいと思います。受託事業者のほかにもっと安い事業者がいる場合、私たちがそれをわかった場合には、受託事業者の方に、その低い価格以下の価格での変更を協議して、すべての受託事業者と協議が整わない場合には、特に必要があるような場合にはその事業者との調達をすることを可能とするというふうにしたいと思っております。こうしたほかの事業者が入ってき得るというようなことで、3 社間で談合を防止するとか、あるいは更に 3 社間での競争をしていただくということに効果があるのではないかと考えております。

10 ページ、実施要項では 5 ページですけれども、機構での監督体制です。各病院が受託事業者の業務履行で病院運営に影響を与えた、影響を受けたということ判断した場合には、適宜本部に報告がくるということになっております。本部の方で同様の判断をした場合、改善期限を定めて、影響が軽微な場合には改善を指示して、影響が重くて対応に時間がかかるというときには改善計画書の作成をしていただく。改善計画書は当方と協議して承認して、それに沿った改善をお願いするというふうにしたいと思っております。そうした改善指示や改善の計画書で改善が行われるまでは、その月の納品分から支払いを留保して、改善を確認したら支払いの留保を解除するという手続きでやりたいと思っております。

改善計画書に記載する改善日までに改善されない場合は、各病院は契約を解除して、商品代金は翌々月に支払う。先ほどの四半期ごとのアンケートと、業者から報告される調達実績に基づきまして、受託事業者による業務履行を確認し、改善が必要と判断した場合は同様の措置をとっていくことにしたいと思っております。

「契約解除」については実施要項 12 ページから 13 ページですけれども、法律の 22 条 1 項及び第 2 号等で記載しておりますが、そうした内容に沿って実施したい。

「調査」については、調査立入検査は実施要項では 10 ページですけれども、事業の適正な実施を確保する必要がある場合には法 26 条 1 項に基づいた受託事業者に対する必要な報告を求めたり、あるいは立入検査等を行うことができることとしております。

パワーポイントの 11 ページで、今後のスケジュールでございます。本日御了解いただければ、パブリックコメントを実施しまして、コメント結果を含めて再度入札監理小委員会で御議論いただきまして、監理委員会での御審議を経て、10 月に入札報告をして、12 月に提案書を受領の期限としまして、1 月下旬に開札、2 月に契約をして、23 年 4 月から事業の開始ということで進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 この市場化テストという仕組みを使って物品調達業務のコスト軽減を図るとするのは、当委員会としても非常に強い関心を持っておりまして、これがモデルケースとなれば今後のいろいろなところに広がっていくんじゃないかと思います。そういう意味で、是非これをうまく実施してほしいと思います。

そこで、カタログでビジュアルに見るということなので、恐らく企画書だけでは判断できないので提案書とプレゼンという形でやるんでしょうけれども、そのプレゼンというのはどんな意味ですか。実際にディスプレイに表示していろいろな説明を聞くという感じになるんですか。どういうプレゼンを考えているんでしょうか。

○大鶴部長 Web上でどのように動くのかとか、具体的な作業とか、商品のカタログの在り方、どういう表示になるのかとか、そういうものは実際やるときに即わかるようなプレゼンをしていただきたいというふうに思っております。

○逢見副主査 別紙3というものがありますけれども、これは落札の評価基準の中にも反映されるんですか。

○大鶴部長 評価基準の中でも、加点項目として Web カatalogの商品の掲載方法が発注しやすいような写真とか解説を加えるようになっているのかというようなことを加点ポイントとして見ていきたいと思っております。

○逢見副主査 あとは、落札者3社を決定するということですが、これはそういう意味ではかなり入札参加者が出てくるという前提で考えているということなんですけれども、全国的に北海道から九州まで納品しなければいけないし、1,500 アイテムぐらいあるわけですが、それでも相当参加できるというふうに見ているんですか。

○大鶴部長 とりあえず、事務局の方々と一緒に10事業者ぐらいヒアリングをさせていただいていますけれども、皆さんがこられるかどうかはあれですが、考えられるような方がそのぐらいの規模でいらっしゃると、一応私たちはそう思っております。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 これは、評価するのはどなたがなさるんですか。それはどこに書いてあったんですか。

○大鶴部長 これは機構本部の方で入札業務をやりますので、通常機構本部の入札の場合は機構の中で選定委員を選びまして評価をするという形になっております。

○佐藤専門委員 実施要項案の7ページの(2)の①のところで、入札金額の作成の仕方については、別紙1の品目リストの1と2で必須品目とお書きいただいているものについて、過去の実績に基づくお示した予定数量に各社さんが御提案する単価を乗じて、その合計額をもって入札金額としていただくというふうに理解しました。

そうすると、この別紙1の品目リストのうち3でしょうか。右下に振ってあるページで32ペー

ジ以下のところのⅢの「以下の規格を納品できること」ということで、ここの 32 ページ以下のリストにお示しいただいた品目についても納入が可能であることというのが発注者の御要求であることはわかるんですけども、この予定数量というのを拝見しているとⅢというのは結構数量が多いものも少ないものもいろいろあるんですが、このⅢについては単価だけ示めさせておくという、そんなイメージの入札になるんでしょうか。

○大鶴部長 そうです。単価を出していただいて、それを我々が従前買っていた価格との差がどれだけ割引になるかというのを私たちの方で企画評価として評価するということになります。

○佐藤専門委員 では、総合評価されるに当たっては、価格点としては考慮されないという御整理ですか。

○大鶴部長 価格は必須項目総額で、こちらはどれだけの割引率のものをトータルでどれだけの品ぞろえができるか。リストⅢについては、どれだけの商品が参加していただけるかというのと、それがトータルでどれだけ我々が購入していたものよりも低い価格で提示できるかということで評価をしたいと思っております。

○佐藤専門委員 わかりました。

あとは、これは業務の実施期間が2年間ということなので、それほど弊害はないのかもしれませんが、例えばこれだけ多数の品目のものが挙がっていて、入札のときには要求項目として挙げてみたものの、これは要らなかったよねというのは単に買わなければいいだけの話なんですけど、あれは欲しかったよねという追加のものが万が一、後で出てきたときにはどんな整理になるんでしょうか。

つまり、その品目を3社共通に調達できることを確認した後に、入札手続きの整理としては、既存の落札者3社さんに随意契約で発注して、その品目を加えていただくという整理になるんですか。

○大鶴部長 リストⅢの方は、去年、随意契約以下の品物ですので、共同入札しても随意契約以下ですので、ゼムクリップを幾つ買うとか、そういうときに聞いてみてカタログで安ければそこで買うでしょうし、ただ、ほかでも安ければそこで買うような手続きになると思います。

○小林副主査 ちょっと細かいところですがすみませんけれども、先ほど7ページの上の「入札に係るスケジュール」で、「⑤提案書の審査及び入札参加者によるプレゼンテーション」ですね。基本は、プレゼンは参考ということでしょうか。提案書の審査、後ろの方の評価方法のところでも提出された提案書の内容について評価を行うものとするというふうに書いてあるので、プレゼン自体は評価対象にはならないという理解でいいんですか。

このプレゼンテーションが評価対象になるのか、ならないのか。それは、参考程度という理解でいいんでしょうか。

○大鶴部長 プレゼン内容を見て、先ほどの加点要因であることの確認をするというのは少なくともあります。

○小林副主査 そうしましたら、これはどこまで審査の内容に含まれるのかといったところの理解をちゃんとしていただくためには、そのプレゼンテーションの位置づけというのをもうちょっと明確にした方がよろしいんじゃないかと思ったんです。

後ろの方では、提案書の審査で決めますということだけれども、入札説明会で説明するのもかもしれませんが、プレゼンがどういう位置づけになるのかということを実施要項上もわかった方がいいんじゃないかと思ったんですけれども。

○事務局 実施要項9ページのところに評価方法のところで、「落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が」という形で書いてございますけれども、確かにそこは提案書に記載された内容と、プレゼンテーションの中で提案されたような内容というところが明確に書いてはおりません。どういった文言で調整できるかですね。

実態は、恐らくプレゼンテーションを含めて評価するということに変わりはないと思いますので、そこは文言の調整を事務局とさせていただければと思います。

○小林副主査 すごくマイナーなことで、その下の「(機構の各病院において実施)」というのは、もう1字上げですね。前のところの「(機構本部において実施)」というところと合わせると、1字上げじゃないですか。

○事務局 そこは修正をさせていただきます。申し訳ございません。

○佐久間事務局長 そこはきっと1字下げなんでしょう。丸数字の方が多分、合っていないみたいです。

○小林副主査 丸数字の方が下げなんですかね。

○事務局 見やすいように工夫をいたします。すみません。

○佐藤専門委員 ちなみに、今プレゼンテーションのことが話題になりました。これは、書面だけでは何かわかりにくい提案が出てくるということを発注側として予想されているのでしょうか。多分、提案書を読んでみて、その記載内容についての明確化というか、もう提案書は出てしまっているんで差替えはできないと思いますので、明確化をするということであろうというふうには想像するんですが。

○大鶴部長 基本的には、提案書についての内容をきちんと把握するというこのつもりでプレゼンテーションを受けるということになります。

○佐藤専門委員 ちなみに、皆さんがPFIで競争的対話とおっしゃっているほどの大掛かりなことは多分、想定されていないんだろうとは想像するのですが、過去にPFIの事業者の選定でプレゼンテーションが入った案件で、どの事業でも比較的各委員の皆さんとか委員長さんとかが打ち合わせて、これは絶対聞いた方がいいよねということの一つに、発注者でこの業務を統括する責任者の方に出てきていただいて、その方がこの業務全体を把握しているということを確認されるのは非常に有効で、例えばその説明については佐藤から、あの説明については鈴木からみたいにマイクが回ってしまうコンソーシアムが時々あるんですけれども、それは見えていてすごく提案内容もおぼつかないような感じなので、それは御参考までというお話です。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、本国立病院機構の「物品調達業務」についての審議はこれまでとさせていただきます。事務局から意見の募集、パブコメ等の確認をお願いいたします。

○事務局 本日、御指摘いただきました点が2点あるかと思っておりますけれども、そこにつきましては

早急に事務局と機構で調整をさせていただきまして、その調整を経てパブリックコメントに移らせていただければと思います。

パブリックコメントの意見と、御指摘いただきました点について反映した上で第2回目の審議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国立病院機構におかれましては、この業務が本当に民間競争入札にふさわしいといえますか、よい事業としてやっていただきたいと思いますので、実施要項（案）に対する意見募集の結果等も踏まえまして、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

それでは、委員の先生方は今日言いそびれましたことにつきましては、また事務局の方にお寄せいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（（独）国立病院機構関係者退室・金融庁関係者入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「公認会計士試験の試験実施業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室太田試験専門官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○太田試験専門官 それでは、御指示がございましたように、前回御審議いただいた実施要項（案）からの修正点につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

こちらの方で資料を御用意いただきました議論のポイントの資料なども参考にさせていただきながら、進めさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、前回の御審議の中で、請負報酬の支払いに関連いたしましてディスインセンティブの設定をした方がよろしいんじゃないかという御指摘がございました。今回の資料でまいりますと、10ページから11ページの部分でございます。

前回の御指摘では、業務の履行におきましてミスがあった場合の措置につきまして、支払い留保をした上で改善計画などを出させるという制度を設けておりまして、なおかつ、特に請負報酬の減額というような措置をとっておらなかったところでございますけれども、前回、御指摘を受けまして、1点目としましては、前回は「試験が無効になるような著しく重度の影響」があった場合でありますとか、「影響が軽度に留まる」場合というような、ちょっとざっくりとした整理にしていたんですけれども、その辺はもうちょっと具体的な整理をすべきではないかというような御指摘がございました。それから、減額措置というような制度も設けた方がよいのではないかという御指摘がございました。

これを踏まえまして、改めて検討させていただきましたが、御指摘がございましたように、やはり事務の方を適正に行わなければならないというモチベーションを高めることによりまして、民間事業者によります試験事務の質を確保するという観点から、ディスインセンティブの設定について今回検討したところでございます。

1点目としましては、10ページの⑩のところでございますけれども、「民間事業者の責めに帰す

べき事由により」という前提でございますが、試験問題の例えば漏洩でありますとか、正味の試験時間が大幅に確保漏れであったというような重度の不備が生じたというようなことで、試験の有効性に影響を及ぼす、無効となってしまうような事態が生じたと認められた場合につきましては、この試験におきます「へ」の業務となっておりますけれども、ここは試験の運用の部分でございますので、試験の当日の立会い業務に関連します部分ですが、そちらの業務の部分に相当します金額については支払わないということで制度設計をいたしました。

それから、ただいまの重度の影響があった場合につきましては、11 ページの上の部分に記載してございますが、改善計画を出させた上で次回以降しっかりと業務ができるということが確認できない限り、契約を解除することができる。試験を無効にするような業務をした上で、次回以降しっかりとできないような場合には、これ以上やっていただくわけにはまいらないということで、契約を解除することができるということを追加いたしました。

なお、こちらの事由につきましては、23 ページに記載しております「契約の解除」事由に追加をしたところでございます。

また、2 点目の減額措置の点でございます。11 ページの真ん中辺りにございますけれども、一応ケースを整理いたしまして、どういった場合が減額措置をするようなケースかということで列挙することといたしました。適正な試験の執行という観点から、軽微であるけれども不備が認められた場合ということで、この6 ケースについて列挙をすることといたしました。

1 点目は「正味の試験時間漏れ」ということで、先ほどの試験の有効性に影響を及ぼすような大幅なものではないけれども、例えば数秒足りなかったというようなことが認められたような場合でありますとか、2 点目は「本人確認漏れ」、3 点目は「出欠確認漏れ」、4 点目は「答案用紙の回収漏れ」、ここまでの4 つのケースにつきましては試験当日の立会い業務における不備ということでございまして、この場合におきましては当日の立会い業務に関します契約金相当額の5%を減額することといたしました。次に、5 点目としましては願書受付の業務におきます不適切な対応があった場合、それから最後に受験票の発送漏れや誤発送があったような場合、この2 点は願書受付業務ということで、願書受付業務に関します契約金相当額の5%を減額する措置を導入するということとさせていただいたところでございます。

それから、2 点目でございます。ページとしましては同じ 11 ページの⑩の部分でございますけれども、受験者数の増減に伴います請負報酬額の見直しに関連しまして、どういった場合に増減の検討をするのかということで、その辺をはっきり明確化した方がよろしいんじゃないかという御指摘がございました。御指摘を踏まえまして、今回におきましては請負報酬額の見直しを行います前提条件となります受験者数につきましては、一定の基準を明示させていただくことといたしました。

具体的には、2. の(3)④イの受験者数ということで、3 ページに記載してございます。短答式試験の場合は3 ページの④のイのところでございますが、1 万人から1 万 2,000 人程度、論文式試験の場合におきましては3,000 人から5,000 人程度ということで一定の目処を示させていただいた上で、こちらの範囲を超えて変動があった場合においてはこの受験者数の増減に伴いまして、例えば試験会場の確保の関係、賃借料に影響が及びますけれども、それから試験官等の採用の費用に

関連しまして大幅な増減が生じる可能性がございますので、協議によって請負報酬額の見直しを行うことができるということで一定の基準を設けさせていただいたところでございます。

それから3点目でございますが、要項(案)でいきますと15ページ以降の部分でございますが、落札者を決定するための評価の基準に関します御指摘ございました。前回の御指摘としましては、技術評価点の部分で基礎点と加点項目の部分の配点につきまして、もう少し基礎点のウエートを高めてもいいのではないかと御指摘ございました。それから、16ページの加点項目の部分で前回、特に実施体制でありますとか事業計画のところ民間事業者独自の創意工夫が生かされているかという点は記載していたのですが、そのほかにもうちょっと何か基準となる項目がないのかという御指摘ございました。

今回は御指摘を踏まえまして、まず1点目の「技術評価点」の配点に関しましては、基礎点の方につきましてウエートを高めまして37点、それから16ページの「加点項目審査」につきましては、審査基準を4段階にシンプル化することとした上で、1項目につき最大が7点ということで4項目ございますので28点、前は40点ございましたが、今回は28点ということで基礎点のウエートを高めさせていただいたところでございます。

それから、2点目の加点項目審査の基準についてももう少し記載できないかという御指摘につきましては、新たにaの「実施体制」とbの「事業計画」の部分につきまして項目として追加させていただいたところでございます。

aの「実施体制」の部分につきましては、業務従事者の中で従来国家試験でありますとか、類似の試験で監督業務でありますとか受付業務を経験した方がより多く配置されるということになっているかどうか。これは、やはりそういった経験者が多くいるということであれば、経験豊富ということでしたら業務をやっていただけではないかというような見方ができますので、加点項目ということで追加をいたしました。

それからbの「事業計画」の部分ですが、こちらは2点追加いたしました。1点目は、過去の関東財務局におきます実績でありますとか試験地の状況を踏まえまして、適切な会場候補を自ら挙げていただいて、その具体的なスケジュールなども明記していただけるということであれば、従来よりもより良い内容ではないかということで加点項目としたところでございます。2点目としては、会場責任者等の確保につきまして具体的な計画があるかどうかというような点につきまして、追加をさせていただいたところでございます。

それから、4番目といたしましては、ページでいきますと29ページの情報開示項目の関係でございます。こちらの部分につきまして、2.の「各費用の内容は以下のとおり」ということでいろいろ項目を列記していたんですけども、その金額の内訳などについてもうちょっと詳しく情報開示できないかという指摘ございました。

今回、この御指摘を踏まえまして、まず29ページの部分におきましてはアンダーラインを引いてございますが、「物件費、委託費等の主な費用の内訳は別表のとおり」ということで別表を付けさせていただいて、その別表が次でございます30ページでございますが、「物件費の内訳」、それから「委託費等の内訳」を年度ごとに記載させていただいたところでございます。これが、別表1

でございます。別表1の注の3のところに、借上げの状況でありますとか試験官の状況については別表2を参照ということで、別表2を次の31ページに付けさせていただいております、こちらの方は各試験場におきます受験者数でありますとか教室の数、試験官の数について、それから(2)の部分では願書受付業務の際におきます業務している従事者数の人数、日数などを記載させていただいております。

5点目でございますが、ページは戻って恐縮でございますが、2ページでございます。事業の実施に当たりまして必要なマニュアル等については具体的にどのようなものが開示されるのか、提供されるのかということをもうちょっと具体的に整理して書いた方がいいのではないかと御指摘がございました。

御指摘を踏まえまして、こちらの2ページにおきまして、前回は公認会計士試験実施要領というものだけ記載しておりましたけれども、見直しを行いまして、業者の方に入札説明会のときにお貸しできるものにつきまして追加的に記載をさせていただいております。具体的には、実施要領に加えまして「本部要員及び指導官用手引き」、こちらは立会い業務時でございます。それから、願書受付業務時につきましては「公認会計士試験願書受付審査マニュアル」というものを記載いたしました。それから、災害発生時等に関しまして「緊急時対応マニュアル」というものを記載させていただいたところでございます。なお、こちらにつきましては、入札説明会時には開示をさせていただきますけれども、外部の第三者に公表されるにはなじまないところもございまして、一応第三者には公表しない旨の誓約書というものをお出しいただくことで、あくまでも入札に参加される業者だけの参考にさせていただければということで注記をさせていただいております。

それから、その他の項目ということで若干御指摘をいただいたところでございます。

まず請負事業の評価に関します調査項目の部分でございますが、24ページでございます。調査項目の部分で、具体的に①の部分ですが、業務において確保されるべきサービスの質というものが8ページ以下に記載してございますけれども、そちらに書いてある項目であるにもかかわらず調査項目に入っていないというような項目もございましたので見直しをさせていただきまして、具体的にはこちらの①の部分ですけれども、各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針でありますとか、スケジュールに沿って業務を確実にやっているかという点についても、調査項目として追加をさせていただいたところでございます。

それから、32ページでございますけれども、情報開示の項目の中で「従来の実施に要した人員」の記載の部分で、一番上の枠の中でございますが、従来の試験で監督業務を経験した者であるというようなことが望まれるというような記載があったんですが、この上の部分で常勤職員であるとか非常勤職員といった区別があるんだけれども、それに関連して全員にそういったものが必要なのか、その辺の区別がわからないというような御指摘がございました。

そういった御指摘を踏まえまして、今回は基本的にはそういった経験でありますとかリーダーシップ、それから企画力といったものにつきましては、補助的な業務の方というよりは、特に責任ある立場の方についてはそういった資質でありますとか経験が望まれるということで、今回この追加記載として、「特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については」、こういったものが望

まれるということで追加記載をさせていただきました。

それから、最後でございますが、33 ページでございます。こちらは「従来の実施に要した施設及び設備」の記載でございますけれども、これに関連しまして具体的に教室の数というものはそれぞれの年度、試験場ごとに、この3番の項目で記載しているところでございますけれども、具体的に例えば何人ぐらい所要人数のある教室がどれぐらいあるのかといった、もうちょっと詳しい情報を開示すべきではないかという御指摘がございました。

それを踏まえまして、この33 ページにおきましては注記事項の3. で「教室ごとの受験者数、試験官数等については、別表3を参照して下さい」という記載をいたした上で、具体的に別表3を次の34 ページ以降に付けさせていただきました。一応、御参考ということで平成21年試験の短答と論文と、22年の第1回短答式試験におきますそれぞれの試験場ごとの教室の数でありますとかそれぞれの教室ごとの受験者数、それから試験官の数に関する情報を記載させていただきまして、情報を参考資料として開示させていただくということで追加をさせていただいたところがございます。

前回からの修正点の御説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それではただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回、この入札小委で指摘された事項について、1週間という短期間で精力的な作業をされたんだと思いますが、我々の指摘事項についてきちんとした改善がなされているのではないかと感じております。

その上で11ページの頭のところですが、ディスインセンティブを設定して、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど、重度の不備が生じた場合は払わないということで、11ページでそのときに改善計画書を提出して業務履行が確認できない限り、契約を解除することができるということで、要するに試験の有効性が疑われるような重大なミスをやったら払わないということになったわけです。

その上で業務履行、改善計画を出しなさいということなのですが、そういう重大なミスをやったら即契約解除でもいいような感じもするんですけれども、やはりそこで改善計画をつくらせるというのは何か情けみたいなものなんですか。

○太田試験専門官 一応原因究明をした上で、改善計画によれば、そういうことであればしっかりできるであろうということであれば一度はチャンスを与えてもいいのかなというところで、ただ、ここの「業務履行を確認できない限り」というのは、本当に二度同じことをされたら非常に困りますので、そこは非常に厳しい目で見たと上で一度はチャンスを与えてもいいのかなという判断をしたところでございます。

○小林副主査 (3)の④の「へ」の業務の契約金相当額を支払わないということですよ。それと、業務改善計画自体はそこでやった責めに帰すべき、それが何で生じたのかということを分析させて、それが今後起こらないようにするためにはどうしたらいいのかという改善計画を出させる。それで、もし財務局がこれで大丈夫だろうというふうに判断したとして、その後、業務履行が確認

できないときに解除するという流れですか。どういう流れですか。

そうすると、解除はいつするのか。計画書を出してもらって、財務局がこれだったら大丈夫だと考えられると言ってゴーサインを出して、その業務状態を見た上で確認できないというとき。

そこがよくわからないのですが。

○太田試験専門官 すみません。そこは、ちょっと書きぶりがわかりにくいところがあると思います。趣旨としましては、本来であればここは改善計画書に従って業務履行ができるものと認められない限りというような趣旨かと思います。

○小林副主査 改善計画書を出させた時点で、それを見てできるかできないかと判断するということですか。そこをちょっと明確にしてもらった方がいいと思います。

後ろの方の23ページの方も同じ書きぶりなんです。「不備が生じた場合において、改善計画書に従って民間事業者の業務履行ができるものと確認できなかったとき」というのも。

○太田試験専門官 ここも同じように修正をする必要があると思います。

○小林副主査 そこは正確にわかるようにしていただいた方がいいような気がします。

○太田試験専門官 わかるような表現にさせていただきます。

○佐藤専門委員 それでは、2点御指摘申し上げます。

これは発注側と民間側の知恵比べという言葉ほど高等なものじゃないんですけども、実施要項案の11ページの「イ」から「へ」、例示で記載していただいた部分の減額の対象になる元の金額が「イ」から「ニ」については(3)④の「へ」の業務に係る契約金相当額の5%、それから「ホ」、「へ」が「ニ」の契約金相当額の5%という形で、本件はこの(3)という記述は2ページ以下のところから今回の入札で発注する対象となる業務の内訳をいろいろ記載していただいているんですが、入札契約との関係ではこれは1業務として包括で発注していただいて、1入札1契約という整理をしていただいているんだと理解しているので、契約金額の内訳として業務ごとに対応する契約金相当額を認識すること自体も理解するんですが、こういうものを見た途端に、実はPFIの例えば箱物と呼ばれるような、例えば霞ヶ関の合同庁舎をPFIで新築するような案件などが実際に起こってしまったことがあったんですけども、建物を建てる建設費用と、それから竣工した後の維持管理費等を合わせて、業務としては1業務で発注して、契約金額としても総価で幾らと決めているだけなのですが、内訳としては例えば建設費相当額とか維持管理運営費相当額という認識ができるので、維持管理業務を担当する企業が要求水準を未達ということで減額しますというときに、総価に対する何%を減額するという書き方をせずに、維持管理費相当額の何%を減額するという書き方をしたためにマーケットで何が起こったかという、うんとわかりやすく極端に言うと、維持管理費がゼロで、維持管理費相当分も全部建設費の方にぶち込んできて、幾ら維持管理業務の未達をやらかしても、減額しようにも減額する対象の金額がない。

現実には起こっているのは、つまり利益を確保するために維持管理運営費は業務の対価はアットコストでやって、建設費の方に全部利益をぶち込んで、後でコンソーシアムの内部で建設企業から維持管理企業に何らかのお取決めがあるのではないかなというようなことも推測するんですけども、これを読んだ途端にそういう悪知恵を働かせるような提案が出てくると困らないかなと思った

のが一つです。

多分、提案書に記載された内訳金額をそのまま、ここで言うところの減額の対象のベースの金額としてお使いになるのだったらそういうことが起こり得るので、総価契約なので総価の何%という書き方でもいいのかなと思ったんです。

それはどういうやり方がいいか、正解はないんですけども、そういうことが実際に問題としては世の中で起こっているの、それをちょっとお伝えしたいと思います。

○太田試験専門官 いずれにしても、そういった御指摘のあるような、ある意味、脱法行為的といえますか、抜け道的なことにはならないようにさせていただくような措置は講じるようにさせていただきます。

○佐藤専門委員 それからもう1点が、16ページの「ロ. 加点項目審査」のところで、「次のa)からd)の加点項目について審査を行う」という次の行のところに「相対評価」というふうにはつきり書いていただいているので、その表の審査基準を拝見していると、a)、b)、c)、d)の4段階で点を付けます。

これも今、実際にある入札のケースで起こってしまったことなんですけれども、実は事前にマーケット調査をしてみたら複数出てきていただけるだろうということで、実際にその参加資格の確認審査も複数のグループからあったんですね。

ところが、提出書類に不備があったり、記載内容が基礎点の資格の審査のところで満たしてなくて、結局1社しか残らなくなっちゃった。加点審査の段階に進んだグループが1社しかなくて、それで入札説明書の評価方法を見てみたら相対評価と書いてあるので、つまり1社には満点を付けるという意味になっちゃったんですね。

この案件は、17ページのところで、価格点については予定価格からの偏差で点を付けていただくので、価格点が満点になるということは1社の場合にもないと思いますけれども、その案件の場合には悪いことに最低価格を提示したグループに価格点の満点を与えるという仕組みだったので、価格点も満点、それから加点項目も満点になってしまって、お宅の提案は非の打ちどころのない提案ですということで100点満点の100点をあげちゃうようなことになっちゃったので、多分それとの関係で発注者が落札者の提案に全部満足しているということは余りないような気もするんですけども、そうなると多分絶対評価でA、B、C、Dで、例えばBランク付けた項目もあればCランクを付けた項目もありますというような余地もあった方がいいのかなということ、例えばその別件では話をしているんですけども、相対評価というふうに言えば2社以上が出てきてくれて必ず差がつくということが前提で物を考えているんですが、実際にもし1社しか残らなかったときに満点ですと。

審査公表か何かで、仕組み上満点になっちゃったけれども、発注者としてはこういうところに注文もつけたいというようなことをナレーティブにコメントをつけるやり方もあるのかもしれないんですけども、このところは加点項目審査の場合に相対評価をするのか、絶対評価をするのか。

言葉を代えれば、2社以上のグループがあるときに同点という評価点があってもいいのかなどかという話をしているんですけども、多分相対評価というのはある意味ではものすごく実際に点数

をつける身になってみると事前にルールが決まっているので楽なんですけど、楽をした分、そういう変なことも起こってしまう。実際に起こってしまったことなので、それも御参考までに御指摘だけと思います。

○小林副主査 市場化テストなので、競争性が働かないと意味がないので、複数の参加者でできるだけそういう仕組みの中でやっていただかないといけないということなんですよね。

○太田試験専門官 だから、余りいたずらに規制するような参加資格とか、そういうものはなるべく避けるようにしましょうという制度でございますので。

○小林副主査 私からも一つ、先ほど 32 ページの業務従事者のところで、「特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については」と書いていただいたのはわかりやすくなったんですけども、16 ページの今の「加点項目審査」の「実施体制」のところで、業務従事者の中に国家試験云々というのがあるじゃないですか。この業務従事者というのが、さっきの何とかで言う試験官というのまで含むとすると、そこはやはりこの入札参加するときには決められない要素もありますよね。

つまり、実際に従来は派遣でやったりする部分もあるわけですね。そうすると、この業務従事者の中にとというのが決められない、まだ確定していない部分についての何らかの計画ですね。実現できるかどうかわからないけれども、そういうことを要求しているのかどうかというのがちょっと不明だったんです。だから、そこを明確にさせていただいた方がいいんじゃないかと思ったんですけども、それはいかがですか。そちらの方が心配だったんです。

だから、どこの業務に携わる人でどういうポジションというか、この書き方だと、試験官、当日の主任とか副主任とか、ほかにもいろいろ願書受付とかの業務もあると思うんですけども、そのときに全部にできる限りというと、まだ不確定なところまで審査対象にするのかどうか。そこがちょっとわからないと思ったんですけども、そこはどうですか。

○澁木上席調査官 ここで業務従事者と言っていますのは、御指摘のように試験官についてでございますが、試験官に過去に国家試験あるいは公的試験の経験者をなるべく多くということでございますが、派遣会社の方に登録者というのがあるかと思ひまして、その登録者の中に過去に何回経験したとか、そういったリストを添えて応募させるというようなことを考えていまして、そういったリストがあれば当日その方が必ず従事できるかどうか、あるいは応募してくれるかどうかは別にしまして、登録者がこれだけあるんだということをアピールしていただくというようなことを想定して、この規定を設けているところでございます。

○小林副主査 アピールしてというのは、大丈夫ですか。

○逢見副主査 派遣会社に対して、こういう人を出してほしいというのを受託事業者が言うというか、そういうことなんです。16 ページの加点の評価で言うと、そういう業務経験のある人を配置しますということを言えば高い評価が得られるわけですね。

○太田試験専門官 そうですね。より高く評価できるということです。

○逢見副主査 しかし、それはただ単に派遣会社に対してそういうオーダーを出すということであっても、それは構わないということですか。

○太田試験専門官 人員の確保の仕方はいろいろあるかと思いますが。自ら抱えていらっしゃるところもあるかもしれません。

ただ、そういった目算としてはどういう目算で予定しているのかというところを出していただければというところでございます。

○小林副主査 その確実性を評価するんですか。

心配しているのは、担保できないかもしれないことをどう評価するのか。どういう評価の視点でこれを評価するのかということなんです。だから、確実にそういう人たちを、逆に言えば不確実性を評価すると言ったらいいのかどうかわからないけれども、評価の観点は何を見ればいいのかというのがちょっとわからなかったということです。評価の観点としては、こういう配置の仕方、こういう監督員の確保の仕方であれば確実にそういう人たちがくるであろうということなんですか。先ほどの派遣会社に頼みますというものは。

○太田試験専門官 どういった方法で、どの程度こういった経験者を配置する予定なのかというようなどころを見るということでございます。ですから、ここは基礎点ではございませんので、そういう人が例えば入っていないからダメというところではございません。先ほど御指摘もございましたが、一応相対評価でございますので、そういった経験者がより多く入るところについては、この部分についてはより高い点を与えるということでございますので。

○岡次長 例えば、A社は当方では主任試験官及び副試験官も国家試験等の経験者をやります。B社は、主任試験者は例えば国家試験を5回以上経験している人を配置します。そういうものを提案してもらおうようなことを想定しているということです。

○小林副主査 提案はいいんです。提案はいいんですけども、それが何で担保できるのか、何で見るのかということを知っているのか、提案すれば、アピールすればアピールした方が得ということだと、それは根拠が全然薄弱じゃないですか。その点をちょっと心配しているということです。

○佐藤専門委員 要は発注者として実際にその落札者の業務遂行をどういうふうにモニタリングするかということで、実際に素人ばかり会場に来ているということがわかったら、多分そこで減額の仕組みというのは入っていないと思うので、そのところは提案書に書いて、それに加点審査して点数を上げたことだからきちんとやってくださいと。

それも多分、不具合もないうちから経験者を配置しろというふういきなりおっしゃるのも、きっかけもないだろうし、何か事故が起こって調べてみて、何だ、素人ばかりだったじゃないかということがわかって、後になって、改善計画を出してくださいというような話になるのでも構わないのですか、という問題提起だと受け止めていただければいいと思います。

ここに書かれているのは多分、例えばセミナーの講師をやってくださいみたいに、ものすごく属人的に最初から名前を特定してもらわないと点数を上げるわけにもいかないみたいなものはちょっと違いますし、札も入手しないうちからこんな経験者をたくさん確保しておくというのも費用のかかる話だとすれば、それもできないというのもわからないでもないで、多分、落札者選定後のモニタリングというんですか、そこら辺を発注側として要求されて点数を上げた部分についてきちんとやっていただけているかということ、例えば実際に配置する人のリストの提出を受けてみ

て、そのリストに過去の経験を記入する欄を設けた紙を事前に出してもらおうとか、そういうようなことをおやりになったらいいんじゃないか。

モニタリングに余り金をかけ過ぎるのも考えものなんですけれども、少なくとも書いただけ、書いたもの勝ちみたいなことにならないように実際の業務をモニタリングする。

○小林副主査 業務実施報告書みたいなものはあるんですよね。そうしたら、業務実施でどんな人をやりましたかというようなことを相手方、受注者に提出させて、それをチェックするというのもいいでしょうか。

○太田試験専門官 そうですね。そういう事後的なモニタリングで担保していくというやり方もあると思います。

○小林副主査 それでは、「公認会計士試験の試験実施業務」についての審議はこれまでとさせていただきますか。

これで、案の公表とパブコメということに移るわけですね。どういうスケジュールになるか、ちょっと教えていただけますか。

○事務局 ただいま、御審議の中で1点、文言の調整について御指摘がございましたので、そこにつきまして事務局と金融庁の間で調整させていただきたいと思います。

その上で、パブリックコメントの手続に移っていただきまして、2回目の審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

○小林副主査 2回目の審議はいつですか。

○事務局 8月の下旬に予定してございます。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思います。

金融庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら事務局をお願いいたします。

それでは、本日はありがとうございました。